

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	社会福祉法人の設立認可	
処 分 の 概 要	社会福祉法人の設立を認可する。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第32条	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標準処理期間	計	30日
判断基準	社会福祉法第31条第1項、及び社会福祉法施行規則第2条第1項、第2項、第3項を基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>社会福祉法</p> <p>第31条第1項 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 社会福祉事業の種類</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 役員に関する事項</p> <p>六 会議に関する事項</p> <p>七 資産に関する事項</p> <p>八 会計に関する事項</p> <p>九 評議員会を置く場合には、これに関する事項</p> <p>十 公益事業を行う場合には、その種類</p> <p>十一 収益事業を行う場合には、その種類</p> <p>十二 解散に関する事項</p> <p>十三 定款の変更に関する事項</p> <p>十四 公告の方法</p> <p>第32条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>社会福祉法施行規則</p> <p>第2条第1項 法第三十一条の規定により、社会福祉法人(第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第二号を除き、以下「法人」という。)を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所</p> <p>二 法人の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 設立の趣意</p> <p>四 役員となるべき者の氏名及び各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄</p>		

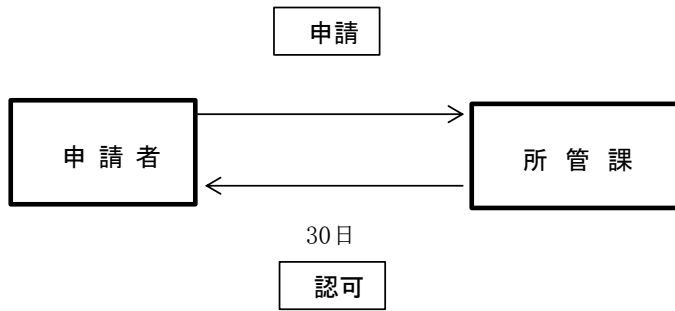
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第2項 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録(基本財産、運用財産、公益事業用財産(法第二十六条第一項に規定する公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(同項に規定する収益事業を行う場合に限る。))をそれぞれ区分して記載したものとする。以下同じ。)及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
- 二 当該法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
- 三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- 四 設立者の履歴書
- 五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- 六 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

第3項 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。